

土砂等の適正な埋立てのために

宇都宮市では、外部から搬入した土砂等により500平方メートル以上の面積の埋立て等を行う場合、「宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（以下「土砂条例」という。）に基づく許可を受ける必要があります。

その許可を受けて行う事業を「特定事業」といいます。

土砂条例の趣旨を理解し、土砂等の適正な埋立て、盛土、たい積を行うようお願いします。



1 土砂条例の目的

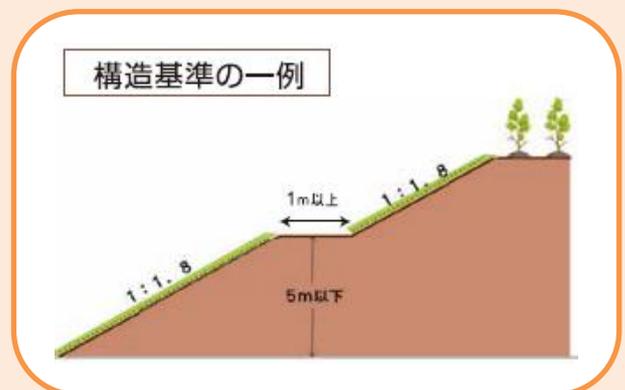
土砂の埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、土壌の汚染と災害の発生を防止し、生活環境の保全を図るもの。

2 土壌の汚染防止のため、次のことを遵守してください。

- ①安全基準に適合しない土砂等は使用できません。
- ②土砂等の搬入にあたり、事前に搬入の届出を提出してください。
- ③特定・特殊事業の施工期間中は、定期的に水質検査を実施してください。

3 災害の発生防止のため、構造上の基準を遵守してください。

- ①のり面の勾配
- ②のり面の保護（緑化等）
- ③5mごとに幅が1m以上の小段
- ④締固め等の措置等



特定事業を実施する上での留意事項

他法令による規制の確認

特定事業を行う場合には、他法令等による規制の有無を十分に確認し、規制を受ける場合には、特定事業の許可申請を行う前に、各法令等に基づく手続きを行ってください。

【主な他法令等による規制】

法令名	確認すべき事項	所管課
文化財保護法	埋蔵文化財の有無	教育委員会事務局文化課 028-632-2766
道路法	青地や赤道等の確認	道路管理課 028-632-2527
農地法	農地転用（一時転用を含む）の許可・届出の有無	農業委員会事務局 028-632-2814
土壤汚染対策法	一定規模以上の土地の形質変更	環境保全課 028-632-2407
都市計画法	開発行為の許可	都市計画課 028-632-2564
森林法	地域森林計画対象民有林の確認	農林生産流通課 028-632-2477

改良土の取扱いについて

- ・建設汚泥を処理した改良土を埋立てる行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する可能性があります。
 - ・改良土の搬入をする場合、建設汚泥を処理した改良土でないことを確認するために、事前に廃棄物政策課と協議してください。
- なお、廃棄物の疑いがある改良土を搬入した場合、撤去を指導することがあります。

不適正な土砂等の埋立て等について

- ・土砂条例の許可を受けた特定事業を実施する際は、条例の規定に基づき、搬入車両（ダンプ）に標識を掲示しなければなりません。
- ・標識を掲示せずに埋立て等を行っている、土砂が崩落・流出している、廃棄物を埋めている疑いがあるなど、不適正・不審な状況等を見かけましたら、宇都宮市廃棄物政策課への通報等の御協力をお願いします。

★ お問い合わせ先

特定事業の許可手続きや土砂の搬入についての御相談、不適正な土砂の埋立て等の通報については、以下の連絡先をお願いします。

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ

Tel 028-632-2928 Fax 028-633-4323

宇都宮市のホームページもご覧ください

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005055.html>

